

安全と個人情報保護

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



最

近、個人情報の取り扱いをめぐるトレードオフが注目されている。一つは「日本版DBS」制度であり、もう一つは経済安全保障分野における「セキュリティ・クリアランス」制度である。それぞれの分野や目的は大きく異なる。しかし、政府が個人情報を取得し、利用・提供する点で共通している。取り扱われるのは当該個人の犯罪歴を含む要配慮個人情報だ。個人、社会、経済、国家等の安全を確保するためならば、要保護性が高い情報の取り扱いには当然のように思える。ただ、考えるべき課題は多い。

要配慮個人情報

「日本版DBS」とは「子供関連事業者従事者の性犯罪歴等確認の仕組み」である。これは「性犯罪歴等」の要配慮個人情報を取り扱う。一方「セキュリティ・クリアランス」は経済安全保障のための「適性評価」の仕組みである。犯罪歴だけでなく、他の要配慮情報も取り扱う。

両者に共通する要配慮個人情報は、個人情報保護法2条3項で以下のように規定されている。

「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」

「日本版DBS」と「適性評価」は、

取り扱う要配慮個人情報の内容で違いがあるが、この規定で明示されているように「その取扱いに特に配慮を要するもの」である。なぜならば、取得、管理、利用・提供、廃棄等のあらゆる場面で、慎重さを欠けば重大な人権侵害を引き起こすからだ。

しかし、最近の論調を見ていると、こうした認識・理解が薄い印象を受ける。制度の目的の正当性、重要性、緊急性の大きさが、物事を冷静に理解する目を曇らせている。その結果、これらの要配慮個人情報を取り扱われる個人への配慮を欠くような言動が少なくない。

「日本版DBS」については、性犯罪・性暴力をするような人間には、プライバシーを含めて「人権などない」という意見が散見される。また、「適性評価」については、経済安全

保障という国家の重大利益を保護するためには、人権の制約・侵害は「やむを得ない」という見方が強い。いずれも非の打ち所がない正論である。しかし、その勇ましさに危うさを感じるのは、天邪鬼な私だけなのだろうか。

日本版DBS

「日本版DBS」については、23年9月、「子ども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」（子ども家庭庁）が報告書（以下、「報告書」）をまとめ、公表した。その内容を踏まえて急速に法案化が進み、この制度を盛り込んだ「子ども性暴力防止法案」が今国会に提出される見通しだという（朝日新聞24年3月8日）。

本稿執筆段階では細部が不明だが、制度の基本骨格は「報告書」の中で示されている。

それによると「性犯罪・性暴力は子どもの心身に生涯にわたって回復し難い有害な影響」を与え、「一度発生すると継続する可能性が高い」ことから、「未然に防止すべき」だという。これが制度の必要性である。

そして、未然防止のために「教育、保育等を提供する事業者」は、「子どもに対する性犯罪・性暴力を防止する責務を負っている」とする。これを果たすために創設されるのが、「当該業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認する仕組み」だ。

「教育、保育等を提供する事業者」について、「報告書」は以下の2点に対象を整理している。

- ①直接義務付けの対象事業者…学校、認定こども園、保育所、児童養護施設、障害児入所施設等の児童福祉施設を設置する者等
- ②認定制度の対象事業者…認可外保育施設の設置者、児童福祉法上の事業の届出事業者、学習塾、予備校、スイミングクラブ、技芸等を身に付けさせる養成所等

①はマストで、こども関連業務従事者の性犯罪歴等を確認しなければならぬ。②はいわばウォントで、「認定」という公的評価を通じて、性犯罪歴等の確認を推進する趣旨である。「認定」による社会的信用の獲得は、事業者の背中を押す。

性犯罪歴の有無は「政府が管理する性犯罪歴システム」(NHK「時事公論」23年9月19日)で確認す

る。これによって性犯罪歴がある人が子どもに関わる仕事に就くことができなくなる。照会期間は禁錮以上は刑を終えてから「20年」、罰金以下は「10年」だという。

なお、「報告書」段階では「条例違反、起訴猶予、行政処分等については慎重な検討」が必要とされている。法案提出後の国会における審議に注目をしたい。

セキユリティ・クリアランス

一方、「適性評価」には既視感がある人が多いだろう。特定秘密保護法の中で導入されているからだ。

「日本版DBS」が子どもに関わる仕事からの「退場」を迫るものであるのに対して、「適性評価」は経済安全保障に関わる仕事への「入場」を認める仕組みだ。方向性は異なるが、判断に際して要配慮個人情報を取り扱う点は同じだ。

これについて「経済安全保障分野におけるセキユリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」(内閣官房)が、24年1月に「最終取りまとめ」を公表した。その中で「調査すべき項目や評価における着眼点」といった点については、基本的に、

特定秘密制度と差異を設ける理由はない」とされた。

特定秘密保護法は、防衛、外交、スパイ(特定有害活動)・テロの防止など国の安全保障分野におけるセキユリティ確保を目的に「適性評価」制度を設けた。今回の制度は、これに経済安全保障という目的を加えただけにも見える。

しかし、「官」を中心としてきた従来の制度に「民」を加えることで、「適性評価」の対象となる人数は増大する。ここに重大な変化と問題が含まれる。そのため「大半が公務員だった対象者を民間企業や民間人にも広げる。知る権利や人権を侵す可能性が強く懸念された特定秘密保護法の民間への拡大版にはほかならない」(東京新聞・社説24年1月23日)との指摘・危惧がある。

「適性評価」は民間人に拡大される。日本弁護士連合会が指摘し続けてきたように、調査項目は犯罪歴だけでなく「ローンなどの返済状況、精神疾患などでの通院歴…」などを含めて多岐にわたる。本人同意が条件だが、組織の命に背く訳にもいかず、どこまで自由意思が貫けるか疑問である。

安全保障を口実として企業や大学

で働く人たちが、自身の情報を通じて管理される。そんな「適性評価」を盛り込んだ法案は、「日本版DBS」に先立ち今国会に提出され、まもなく審議が始まる。

先鋭化への危惧

誰もが安全に暮らし、生きることが望んでいる。この思いを否定することは難しい。あらゆる犠牲を払ってでも実現したいという心情や空気は理解するし、否定はしない。しかし、安全の名の下に個人のプライバシーが犠牲になり得ることは知っておきたい。

たとえば「日本版DBS」では性犯罪歴がある個人の職業選択というプライバシー(自己決定)が制約される。また、「性犯罪歴システム」に登録され続けることへの不安を、当事者は長期間にわたり抱える。子どもの安全を確保するために仕方ないことだが、一人ひとりの「更生」への理解・配慮も必要だ。「適性評価」も同様で、多くの個人情報提供を求められる人への理解・配慮が不可欠だ。制度が先鋭化して、制度が暴力的になり、傍若無人な運用になることは避けたい。